



令和3年度 葛飾ブランド 葛飾町工場物語に 認定する工業製品・技術を募集します

葛飾の町工場で、他では見られない優れた技術によって生み出された製品やその技術を認定し、誕生するまでのエピソードなどを漫画などでストーリー性豊かに紹介します。また、展示会への出展や販売会への出店、ホームページでの宣伝など、積極的にPRを行います。

認定企業からは、「葛飾ブランドによる展示会などへの出展がきっかけで企業同士の交流が深まり、販路拡大に役立った」との声が寄せられています。

【認定数】 5製品・技術程度

【対象】 次の条件を満たす優れた製品・部品など(製品価値を高める加工技術も含む)

- ▶区内で製造している
- ▶認定時において製造販売・受注が可能
- ▶十分な安全性を備えている

【申請資格】 区内製造業者、または活動拠点が区内にあり区内製造業者が参加する団体



【認定基準】

- ▶製品・部品などの信頼性・物語性
- ▶優れた技術力
- ▶ブランド事業発展のためにPRする意欲

【認定特典】

- ▶ストーリーマンガ集を発行し、メディアへの広報、葛飾町工場物語ホームページ・フェイスブックを通じて広く情報発信します。
- ▶「葛飾町工場物語」のロゴマークの使用が認められます。
- ▶展示会への出展や、区が主催する展示販売会での販売ができます。
- ▶「葛飾ブランド認定者交流会」で他の企業との交流など、ビジネスチャンスを広げる機会が提供されます。

【申込方法】

所定の申請書を、6月4日(金)までに持参か郵送。
申請書は4月19日(月)から葛飾町工場物語ホームページ (<https://katsushika-brand.jp/>) で取り出せます。

【申請書配布・申請・担当課】

〒125-0062青戸7-2-1テクノプラザかつしか内商工振興課
☎03-3838-5587

葛飾で勝つ！ 区内での創業を応援します！

【担当課】 産業経済課

創業塾 (立石会場 全5回)

創業希望者を対象に中小企業診断士などによる「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の4つの知識が身につく講座を開催します(今年度は7会場で開催予定です)。

全テーマを受講した方には申請により、本人負担なしの創業支援融資のあっせんや、法人登記の際の登録免許税の減免などが受けられる証明書を交付します。

【日時・内容】 下表のとおり

【会場】 立石地区センター別館(立石3-12-1)

【対象】 創業をめざす方、創業から間もない方30人

【その他】 協力/東栄信用金庫、東京商工会議所葛飾支部

【申込方法】 4月19日(月)午前9時から電話かファクス・メール(「創業塾」・住所・氏名(フリガナ)・生年月日・電話番号・メールアドレス、創業予定の業種・事業を記入)で(先着順)。

【申し込み・問い合わせ】 東栄信用金庫(田中・山崎)

☎03-5607-1142 FAX03-3653-3118 ✉k-support@toeishinkin.co.jp

日程	内容
5/15(土)	【経営】創業の心構え、創業塾卒業生体験談
5/22(土)	【販路開拓】事業を実行する
5/29(土)	【人材育成】人材の確保・維持 【金融】日本政策金融公庫の創業支援 【法務】商取引の基本の基本
6/5(土)	【財務】財務の基礎 【税務】税務の基礎
6/12(土)	【ビジネスプラン作成・まとめ】事業計画の作成と発表

いずれも午後1~5時(最終日は午後5時30分まで)。

創業支援事業について詳しくはこちらから

葛飾区創業支援事業

検索



<https://sogyokatsushika.com/>

創業相談

葛飾区で創業・起業を検討されている方を対象に相談を受け付けます(要事前予約)。相談は無料です。

▶テクノプラザかつしか(青戸7-2-1)

【日時】 月~金曜日 午前10時~午後5時

【申し込み】 産業経済課 ☎03-3838-5556

▶中央図書館(金町6-2-1)

【日時】 第3土曜日 午後1時30分~5時30分

【申し込み】 中央図書館 ☎03-3607-9201

▶立石図書館(立石1-9-1)

【日時】 第1日曜日(5月のみ第2日曜日) 午後1時30分~5時30分

【申し込み】 立石図書館 ☎03-3696-4451

新小岩創業支援施設(ゆめてらす新小岩)

新たな事業分野の創出と多様な事業展開を促進するため、区内で創業をめざす方や創業後5年未満の方への事業拠点として、貸しオフィスを提供しています。定期的に入居者の募集を行っています。詳しくは葛飾区創業支援事業ホームページをご覧ください。

【所在地】 新小岩3-25-1(旧松南小学校内)

【入居条件】 創業予定または創業後5年未満で、次のいずれかの事業を営む方

▶研究開発型の事業 ▶新たな分野の開拓を図る事業

▶区内の雇用または取引の拡大に寄与する事業

【問い合わせ】 産業経済課 ☎03-3838-5554

満18歳で大人の仲間入り！
消費者トラブルに注意しましょう

【担当課】 消費生活センター ☎03(5698)2316



平成14年4月2日~16年4月1日生まれの方は、令和4年4月1日から一斉に成人になります。平成16年4月2日以降生まれの方は、18歳の誕生日から成人になります。

成人になると・・・

親の同意を得ずに、次のような契約ができるようになります。

▼携帯電話を購入する

▼アパートを借りる

▼クレジットカードを作る

▼ローンを組んで物品を購入する

契約には同時に責任も生じます。その契約が本当に必要かどうか、よく検討することが大切です。その場で決めないで契約内容をよく確認・理解してから契約しましょう。

自分だけで判断がつかない時は家族や消費生活センターに相談しましょう。

成人になると・・・

親の同意を得ずに、次のような契約ができるようになります。

▼携帯電話を購入する

▼アパートを借りる

▼クレジットカードを作る

▼ローンを組んで物品を購入する

契約には同時に責任も生じます。その契約が本当に必要かどうか、よく検討することが大切です。その場で決めないで契約内容をよく確認・理解してから契約しましょう。

自分だけで判断がつかない時は家族や消費生活センターに相談しましょう。

未然に防ぎましょう
日頃から家族で何でも相談できる環境を整えることや、保護者の方も消費者被害に関する情報に関心を持つことで、被害を未然に防ぐことができます。
消費生活センターでは、消費生活相談の他、学校向けの出前講座や町会、企業の新人研修などに消費者教育に関する講師を無料で派遣しています。
詳しくはお問い合わせください。